

經濟論叢

第六十一卷 第二號

王鑒の紙幣論 承前……………穗 積 文 雄

消費者活動と企業者活動……………森 島 通 夫

共 同 研 究

—— 大内力氏「過小農制度と日本資本主義」——

京都帝國大學經濟學會

王塗の紙幣論（承前）

— その批判 —

穂積文雄

私はさきに本誌において王塗の紙幣論を考察したが、それにおいてはたゞその主張をながめるにとゞまり、その批判にまで及ばないで終つた。しかるに、それはその批判をまつて完結するはずであり、従つてそれを「後日に譲る」旨を附記しておいた。いま、私はこゝにそれを果たそうと思ふのである。

＊經濟論叢 第五十九卷 第二・三・四號

しかしながら、王塗の紙幣論についてはすでにいくつかの批判がある。ことに、許楣のそれはもつとも詳細をきはめたるもので、王塗の紙幣論を評して委曲をつくせるに近いように見える。それで、本稿はまづ主としてそれをなぐめ、しかる後、すこしく、王塗・許楣二者の論旨を吟味することによつて結ばれることとなる。

王塗の紙幣論に對する許楣の批判は、いましばらく武進盛・康旭人輯の「皇朝經世文編續編」に收むるところによれば、錢鈔通論・鈔利條論・禁銅條論・鑄大錢條論・鈔幣雜論よりなり、徹頭徹尾、王塗の説の反駁に終始してをり、

間々加ふるにその兄弟の許楨の評をもつてしてゐる。しかしながら、私はさきに王鑒の主張をながめるにあたつて、それを解體し、私のみるところによりてそれを系統化し、體系的にあつかつた。だから、いま、それを批判するところの許楨の説をながめるに際しても、必ずしも許楨の敘述の順序・範圍に拘束せられず、これを解體し、前稿において系統化せる體系に照應せしめて展開して行くであらう。

二

さて、王鑒が、まづ鈔の利を説き、明の倪元璐の條陳せる「十便」を援用した上、さらに進んで、彼の目して大利となすところのもの二十二をあげるのに對して、許楨は逐條的に一々これを反駁する。それはつぎのごとくである。

一、「凡そ他物をもつて貨幣をつくれば、みな盡きるときがあるが、たゞ鈔だけは盡きるときがなく、百万を造れば百万、千万を造れば千万造ることができる。則ち不涸の財源を操るものである。これその大利の一である。」といふが、しかしながら、盡くるなきものは價值のないものである。盡くるなきをいへば土にまさるものはないが、土を焼いて貨幣としても通用はしないにきまつてゐる。そもそも、鈔法の弊は盡くるあるが故にあらすして、逆に、鈔は盡くるなく、錢は盡くるあるに因る。鈔が盡くるなきは昔も今とかはりはない。しかも昔において鈔はいづれも失敗に終つてゐるではないか。

二、「万物の利權はこれを上に收めてこれを下に布く、則ち國家の體統を尊くすることになる。これその大利の二である。」といふが、ことごとく天下の銀を收め、又民間の票を禁じ、天下の利源を上に壟斷するところに何の體統があらうか。

五、「民間多く錢票・會票を用ひ、錢莊の歇閉に遇ふごとに全く無效に歸してゐるが、いまもし鈔を行へば則ち錢莊の虧空を絶つことになる。これその大利の五である。」といふが、錢莊が富戸什百千万の銀をとり、しかも結果において（計量的でなく）紙とするのを則ち虧空となすならば、國家が百姓から百千億の銀をとり、しかも始めから（計量的に）紙とするのはどうして虧空でないのか。さらに、今、錢莊はもとより皆なが皆な虧空ではない。しかし鈔を行へば虧空となるものが衆いであらう。だから民間では、鈔法が行はれるであらうときけば、錢票が廢紙と化せんことを恐れて、必ずや争つて錢莊に行つて錢に易へるであらう。かくて旬日の間に遠近殺到し、大なる錢莊はもちこたへるとしても、小さなものは應ずることができずして、虧空ならざるを得ないであらう。とすると、鈔こそ却て錢莊を虧空ならしむるものでなければならぬ。（なほ、許榑は、錢莊の失業よりも、貧民が空票を抱き、婦子が怨歎する方がなほひどい、と附言する。）

六、「百姓は銀を用ひてその重滞に苦しみ、票を用ひるを樂つてゐる。だからこれにかへるに鈔をもつてすれば民心の欲するところに順ふことになる。これその大利の六である。」といふが現在の會票は昔の交鈔で、交鈔の始めは富民がこれを主どり、その後富民が償ふ（兌換）能はざるに及んで、變じて官鈔となり、官が償ふ能はずして、變じて孤鈔（不換紙幣）となり、かくて鈔が止んで後、票が興つたもので、民の票を用ひるを樂ふのは、票は交鈔の利があるとともに孤鈔の害がないからである。だから、いま、銀をとまなはぬところの鈔（孤鈔、不換紙幣）をもつて、銀をとまなふところの票（兌換券）にかへれば、百姓樂はざること甚しく、民心順はざること甚しいふまでもない。天下のことは民に不便があればかへるべきであるが、いま、民が票を用ふるを便としてゐるのに、それをかへる必要がどこにあるか。

七、「鈔法すで行はれ、しかる後銅器を打造するを禁じて重價をもつて銅を收め、銅すでに多くして乃ち當百、當十、當一の三等の錢を鑄れば、則ち錢法は精工をきはめることができる。これその大利の七である。」といふが、條日^{*}の始めにまづ鈔と大錢とを發行して錢莊に與へるといつてゐるよりすれば、鈔を行ふ頭初より大錢を必要とするはずである。しかるに、こゝでは鈔法が行はれてから後に錢を鑄るといふのは矛盾でなければならぬ。

^{*} 王璽「錢幣銅言」私擬錢鈔條目に、「鈔と大錢を發して錢莊に與へ、即ちその會票・錢票を私出するを禁じ云々」とある。

八、「國賦一に皆な鈔を收めれば、則ち火耗の加派がない。これその大利の八である。」といふが、すでに鈔をもつて錢に當てるとすれば、ひとり火耗の加派のみでなく、天下の賦は皆な廢してよいではないか。できぬはずはあるまゝ。

九、「鈔の文書は明らかに數が定めてあり、手を上下しようとしてもできぬから、胥吏の侵漁を絶つこととなる。これその大利の九である。」といふが、胥吏が無欲であれば、幕夜投するに金をもつてするも受けとらぬであらうし、もし欲心あらば、たとひ鈔に「侵漁する者は斬に處す」とあつても顧みるところとはなるまい。一點一割でその手を上下することなきを望めるものではない。

十、「鈔の値段は一定してをり、商賈これを低昂するを得ない。則ち民心の詐偽をのぞくこととなる。これその大利の十である。」といふが、しかし、前代でも鈔直が一定してゐるといふことは同じことであり、前代でも今でも商人に變はりはない。しかるに、「物重く鈔輕し」「物價騰貴、鈔の價値下落」といふ記述は歴代の史に絶へずみられるところである。そしてそれは、すなはち、鈔の價値の低昂でなくて何んであらう。前代の鈔法は不充分であつたといはれるかも知れぬが、それなら「條目」に一貫の鈔はこれを官で買へば一割・百文だけ割引し、これを官に輸せばまた一

割・百文をまけるとしてゐるが、それは商賈をまつまでもなく、官自ら鈔直を低昂するものではないのか。

★王璽「錢幣芻言」私擬錢幣條目に、例へば、「民をして銀を以て鈔に易へしめ既に加ふるに二分の利を以てす、鈔を以て糧税を完納すれば又加ふるに一分の利を以てす云々」とある。

十一、「姦民の邪教を倡へ、逆望を蓄ふる連中は、皆な財利をもつて人心を要結する。國家財用足り、緩急備あらば則ち姦回の逆志を戡めることができる。これその大利の十一である。」といふが、倡教の姦民は皆な游手無錢のもがらで、始より逆謀があるわけではなく、たゞ財利を藉圖するだけのこととて、財利あるところに逆謀を生じ、すでに逆謀あれば國家の財用が細ぬかどうかを知つてその志を戡めるがごときことはない。

十二、邊疆に算が起るのは毎に銀幣を搶奪するに因る。しかるにいま易ふるに鈔をもつてすれば、いづれも凱覬するところなく、則ち邊疆算を生ずることは弭むこととなる。これその大利の十二である。」といふが、畜産を毆略し、婦女を係累する等、漢以來邊疆の算は多い。また近時牧馬を搶奪することがしばしば起る。いずれも銀幣ではない。邊疆の算は銀幣にかぎらぬ。(だから鈔をもつて銀にかへれば邊疆の算が戢むといふはいはれなしとせねばならぬ。)

十三、「天下銀若干あれば悉く來つて鈔に易へるから則ち器皿の鼓鑄に供することができる。これその大利の十三である。」といふが、明の洪武帝は金銀を用ふるを禁じて鈔の價值を高く維持しようとしたけれども、それにもかゝらはらず民衆は金銀を重んじて鈔を輕んじた。しかるにいま、鈔を行ふにあたつて、未だ銀を禁ぜずにやらうとすれば民衆が銀をもつて鈔に易へるはずはない。また、百姓の家より百千万億の銀をとつて器皿をつくる必要がどこにあるか。

十四、「銀は白紋・元絲・洋錢、と不同であるが、鈔は則ち畫一である。則ち天下の風俗を同じにする。これその

大利の十四である。」といふが、天下の風俗といふ見地からいへば、白紋・元絲・洋錢の不同などは問題にならぬ。それに白紋・元絲・洋錢の不同は不同といへば不同であるが、結局いずれも同じく銀には相違ないのだから別に害があるわけではない。

十五、「富家は間々銀を土窖に藏し、久しきを歷るも用ひないが、ひとたび變法を聞かば悉く出して鈔に易へるであらう。則ち壅滯の惡習をのぞくことになる。これその大利の十五である。」といふが、天下の銀は半ばはすでに外國に流出してゐる。西北の窖銀は知らぬが東南には無い。たとへ有つても久しく用ゐぬ銀ならば何も鈔に易へるといふことにはならぬのではないか。(許糧は附加していふ。この場合、銀を鈔に易へぬところではない。逆にまだ窖に藏してゐないものまでも窖に藏することになる。けれど銀を錢莊に預けて利子を取つてゐる者は鈔法の行はれるによりて、銀の代はりに鈔を返還されることになつてはたまらぬといふので、錢莊に預けてゐた銀を回收して窖に藏するにちがひないから。)

十六、「鈔式を變へて幾等かに分け、大少の鈔皆な格言を印して民をして字を識らしめるやうにする。さすれば則ち教民の微意を寓することゝなる。これその大利の十六である。」といふが、自分が京師に遊んで錢票に有名な銘や家訓が印してあるを見て、試みにこれを車夫に問ふてみたところ、皆な眼をみはるのみで何のことか知らなかつた。甚しいのはその錢票の發行者たる錢鋪の名さへ知らぬ者があつたくらゐである。とすれば、そういふことは役に立たぬといはねばなるまい。

十七、「實物の壅滯するところで鈔をもつてこれを收めれば物價必ず平らかとなる。則ち百物の流通を致すことになる。これその大利の十七である。」といふが、歴代行鈔の蹟を觀るに、いつでも財貨の價値が大で鈔の價値が小で、

たゞ鈔の流通が壅滯する記述があるのみで、財貨の流通が壅滯する記述はみられない。(だからそんなことは凡そ意味なしといはねばならぬ。)

十八、「鈔を造るに局あり、鈔を辨ずるに人あり、(かくて鈔が流通し)財足るによりて水利を興し、開墾を努めれば生を謀るの塗徑を廣めることとなる。これその大利の十八である。」

十九、「賑恤・興築の度毎に富戸の捐輸に俤るに及ばぬから則ち官吏の勒捐が止むこととなる。これその大利の十九である。」

二十、「國の財政が大に裕になり、捐例が永く停むから則ち仕途の擁擠を清めることとなる。これその大利の二十である。」

二十一、「凡そ漕務・河務・鹽務、皆な積弊のまさに釐^{あらた}むべきものがあるのに敢て議するものがないのは、たゞ經費の足らぬのを恐れるからである。鈔を行へばその心配がなくなるから則ち万事の積弊を除くこととなる。これその大利の二十一である。」

二十二、「一切民から取るは薄く、民に予ふるは厚くなる。則ち千載の仁政を行ふことになる。これその大利の二十二である。」といふ條々は、いずれも、皆な鈔法が盛行してから後のことであり自分の今論じようとするのは鈔法が何故に必ず行はねばならぬかといふことであるから、問題にならぬ。(なほ、許漣はさきに王璽が援用して以て大體わが意を得たりとする「十便」をも同様皆な論ずるに足らぬとする。理由は、必ず銀と兌換する紙幣であるならば事々に利を見るが、そうでなければ事々に弊を見るからといふにある。)

さらに王鑒が、鈔は盜賊を防ぐに利ありとして論する中に、「鈔は號數の稽ふべきものあり、印章の辨すべきものがあるから、盜賊が取つてこれを市に用ゐれば、たちどころに露見する」旨を述べてゐるのに對しては、許楨は、ある邑で鈔を劫ひ、他の邑で用ひれば、届出により官が通報調査して檢舉しようとしても、鈔はすでに市で使用せられ、盜賊はとうの昔に脱してしまつてをり、いたづらに胥吏をして（無實の）市人を執へて盜人となさしむるのみであると駁してゐる。

三

鈔の利を説く王鑒は、やがて鈔の弊としてあげられるところはゆる悪性インフレーションとも見るべきもの及び偽鈔について論じて、それらをもつて必ずしも鈔に必然の弊でないとして斷するが、許楨はさらにかゝる王鑒の駁論を一々とりあけて否定する。

まづ、王鑒が、「論者或は金の章宗の世、万貫の老鈔をもつて一餅に易ふとある、妄に鈔を行ふをいふも（鈔を行ふば、則ち物價騰踊し、その害かくのごとしといふが、すでに新鈔を造りて而して舊鈔を收めざれば、則ち舊鈔が一錢にも値せぬのは固より怪しむに足らぬ」といひ、さらにまた「物價の騰踊は原鈔の行はれること、關係はない。『晋書』食貨志に、董卓の亂に五十万錢米一石に易ふとあり、また石季龍傳に、金一斤、米二斗に易ふ、とあるが、それらは皆な米がきはめてすくないからにすぎぬ。錢と金とを用ひながら物價の騰踊を致すことがどうしてあらうか」といふに對して、許楨は「万貫の老鈔が一餅に易ふるにすぎぬのは餅の價値高きに非して老鈔の價値が賤しいためであり、董卓の亂の場合はまことに米價が貴いのであつて錢と金との價値が賤しいのではない」といひ、あくまで鈔が行

はれると物價が騰踊するといふことを固執する。

つきに偽鈔については、王鑒は「能く百姓の銀をもつて鈔に換ふるものには一分の利を予へ、鈔をもつて糧を納れるものには又一分の利を予へれば、百姓は陟して二分の利を獲ることになる。その上さらに一切仁政をもつて、これに施せば、食毛踐土の民はこれに感激鼓舞し、偽鈔を作りて罰せられるやうなことを考へるものはない。」といふのであるが、許楨兄弟によれば二分の利くらの微々、ほとんどいふに足らず、またその利得の銀も結局は紙と化してしまふのではないかといふことになる。王鑒が、「特に佳紙を造り、紙式を頒かち、民間に禁じてこの紙を行用することのできぬようにする。」とか「印記を多くし、篆法を精工にし、人の摹倣することを困難ならしめる」とかすれば偽鈔が不可能となる、といふに對しては、許楨は、「特に佳紙を造り、民間の行用を禁ずるのは容易であるとしても、紙匠の私造を禁ずるは困難である。たとひ、紙匠を終身使祿し外に出づるを許さずとするも、天下の紙匠は彼一人にかぎつたわけのものではなく、同工の者がないとはいへぬ。」といひ、「印篆を摹倣するにいたつてはさらに容易である。蘭亭の本でもこれを玉枕に縮して一絲を失はぬことも可能である。いはんや、印篆の際、殊が多ければ汗れ、少ければ缺けるし、按ずること重ければ粗となり、輕ければ纖となり、蘭亭とは比較にならぬにおいてなほさらである。」とする。また、王鑒が、「大鈔は字の上手な者を用ひれば筆跡を驗することができる。その他は則ち監造の大臣が皆な自分で署名することにすれば、一人でもつて衆人の字を摹することはできぬ。」として偽鈔の不可能なるをいふに對しては、許楨は、「趙董・文祝の書でさへ、細心鉅眼でなければ眞をもつて偽となし偽をもつて眞とするものである。善書者といつても趙董・文祝には逮ばず、それに天下、細心鉅眼の人は寡い。どうして人々が辦することができようか。監造の大臣はあるひは一年に一度かはり、あるひは一月に一度かはり、あるひは朝に任ぜられ、夕に

寵められる。多勢の人である。多勢の人の字をもつて天下に散じるとき人々はこれを一々辨じることがどうしてできようか。」といふ。ことに許種のごときは、「たとひ監造の大臣が久しく任にあつてかはらぬとしても、亦皆な自ら名を書くことは困難である」とする。といふのは、彼によれば、「監造の大臣（その姓名は）漢人なればあるひは二字あるひは三字、満人なれば多くなつて四、五字ある。かりに一千万貫の小鈔を造るとすれば、姓名は通算三字として、計三千万字となる。一日申机に伏して疾く書いても三千字にすぎず、一年かかつてもわずかに百餘万字である。三十人の力を合はせ、一年中の勞を竭くして姓名を分署して、やつと一千万貫の鈔を書くことができるのである。いはんや造鈔はたと一千万貫にとゞまらぬにおいておや。」といふことになるからである。

つぎに、王鑾は「隨處に辨鈔の人を立て官より祿を給すれば偽鈔は不可能である。」とするがこれに對しては、許楬は「紋銀・洋銀は一國の市にも必ずよくこれを辨する人があり、干室の邑には夥しく、萬家の都になればますます夥しい。従つて民衆は紋銀・洋銀ならばどこでも、辨することができ、亦誰についてでも辨することができ。（しかるに鈔を行ふに官が辨鈔の人を立てるときは、一人立てればたゞその一人だけであり、十人立てればたゞその十人だけであり、民間の場合のごとく多勢なるを得ない。その上、一處におけばたゞその一處だけとなり、隨處とはいつても實際は隨處なるを得ず、そして、辨するのは必ずこの人により、必ずこの處においてゝなければならぬ。これ天下を牽ひて路するものである。」と論ずる。

さらに王鑾が偽鈔の禁の容易なるを説いて、「世には或は文沈・仇唐の畫にすらなほ偽がある（のだから鈔に偽があるのはあたりまへだ）といふものがあるかも知れぬが、しかしながら、彼の偽を作すは、たゞ幸を徼（も）めて、もつて一二人を欺かうと圖るだけである」といへるに對しては許楬は、「この場合の一二人といふは精鑑の士ではないとしても必

す、具眼の士のはずである。それですらなほ辨する能はずして欺かれるとすれば、いはんや世輩の氓^{たみ}が善書^{ぜんしよ}の蹟・印家の文・監造の字をよく辨するのを望むがごときは無理でなければならぬのではないか。」と考へる。

四

また、さきにわれ／＼は王鑒の掲ぐる鈔法を造鈔・行鈔に分けてながめたのであるがそのいずれについても許楬は王鑒の所論を續々と反駁するを見る。全く前者は徹頭徹尾後者の論を排撃せずんばやまざるの慨がある。

もつとも、誰が鈔を造るかの問題すなはちいはゆる造幣權の歸屬の問題において王鑒がそれは國家爲政者に歸屬すべしとし、君主をして錢幣の權を操らしむべしとすることには流石に許楬も異議をさしはさむを見ぬのであるが、そのいかなる鈔を造るべきやの鈔の種類について王鑒が、鈔を大中小の三種六等に分け「千貫、五百貫を大鈔とし、百貫、五十貫を中鈔とし、十貫、一貫を小鈔とする」といへるに對しては、千貫の鈔など流通するはずがないとし、天下の富商貿易の銀がこと／＼完糧納税の銀となつてしまつた後でできることである、とし、王鑒が、「會票には千金を累ねるものがあるではないか」といふに對しては許楬は會票と鈔はちがふ、「會票は千金の票でも金を欲すれば金に易へることができるが、千貫の鈔は錢が欲しいからといつて錢に易へられないではないか」と論ずる。

つぎに行鈔の面においては、その兌換の問題に關聯して注意せらるべき、「交子の法必ず錢を積むをもつて本となす」といへる宋の皮公弼の言を王鑒が評して「これ名言なり」といひながら、なほ「しかも今の時勢は宋と異なる。百姓家に億萬の銀あり、國家鈔を造りてもつてこれに易へれば民間所有の銀はすなはち國家用鈔の本であるから、必ずまづ銀を積まねばならぬといふことはない。」とする論議に對して許楬は「宋の時でも百姓億萬の錢がないわけでなく、

國家が鈔を造らなかつたわけでもない。さすれば民間にある錢は國家用鈔の本であるはずである。それなのにこれに易へずに、まづ錢を積むとしたのは何故であるか。百姓家に億万の銀あり、國家鈔を造りて以てこれに易へるなら、これ、鈔を以て銀に易へるの本となすだけである。どうして銀を以て用鈔の本となし得よう。いはんや宋の時でも錢の裏付けのない交子を以て民の錢に易へることはできなかつたのであるが、現在だつて銀の裏付けのない鈔で民の銀と易へることはできない。王鑒は宋の時代と現在では時勢が異ふといふが自分はその異ふところを知らぬ。」といひ、王鑒の不換紙幣論と見らるべき右の論議を否定する。

つぎに鈔の量すなはち發行高の標準をどこに求むるかについて王鑒が、天下の用に足るか否かによるべきものとするものゝごとく、「鈔を造つて天下の用に足れば造鈔を停止し、二三十年の後再び添造を行ふ」とするに對しては、許楨は、「宋・金・元の鈔、いづれも用を足らせば止めようとしなかつたものはない。それなのに、つひに増造せざるを得ざるにいたつたのは何故であるか」といへば、天下の用を足らはすことはできても國家の用を足らはすことができなかったが故である。昔から開國の君主は天下の土地・山澤の入る所を量り、以て用を制し、その始は常に寛然として餘りがあるが、後嗣にいたると、甚だ不肖ではないとしても、しかも、水旱・兵革・宗祿・慶典及び意外の冗費の耗のために用度足らず、勢ひ常賦の外に民に誅求せざるを得ず、そして鈔の行はれる時代には則ち誅求の外にはたゞ鈔の増發を事とする。増發せねば國用足らず、増發すれば鈔が多すぎて價值下落し、従つて國用が足らぬことゝなる。宋・金・元の末期の流弊は皆なこれである。今天下の用足りて止め、そして國賦はもつぱら皆な鈔を收めるとすれば、造鈔停止の後、收鈔には常數があるから、國家に意外の費が無ければよいが、もしあれば増發にまたねばならぬは必然である。しかも天下の鈔が足らぬのではないとすればどうするか。」と論ずる。これに關し、許楨はさらに

附加して、鈔は發行大なれば價值下落し、金銀は多くても價值は下落しない、といつて鈔の不可なるを示唆する。

さらに、王鑒が、「行鈔の初め内外の官俸は各々一倍を加へ、本俸はしばらく銀を予へ、加俸は悉く鈔を給し、鈔の通するを俟つてその後は官俸各々數倍を加へて悉く鈔を給する」とするに對しては許楣は「かくのごとくんば、京官は無權に、まづ物を取りてしかる後鈔で支拂ひ、勢ひ必ずや罷市に至るべく、外官は威重く、富戸を支配して物と錢を出さしめ、不肖なる者はあるひはさらに責めてその銀を出さしめ、これを拒絶すればすなはち、脅かすに鈔法を阻撓するの罪を以てすることにならう。鈔の民を困するは禁票より始まり、鈔の民を厲するはこの増俸より始まるであらう。」と論ずる。

最後に、外國貿易における鈔の行使の問題で、王鑒が、商人の外人と貿易するには貨易を以てし、銀を以てするを許さず、もし外人が銀をもつて來たる場合には、まず中國の鈔に易へしめ、しかる後に貨を買はしむるものとする、といふに對して、許楣は「舉世皆な外人が（中國より）銀を持ち去るのを憂へてゐるのにこゝに獨り外人が（中國に）銀を持ち來るのを恐れるのは合點のいかぬことだ。」と笑ふ。

五

以上、われ／＼は王鑒の紙幣論に對する許楣の批判をながめた。そして、われ／＼はそれが徹頭徹尾、王鑒の紙幣論に對する反駁においてなりたつをみた。まづたくこの二者の論は正反對であり、その對立は極端である。一は鈔の利をあげ弊を辯護するに熱心なるのあまり、時に牽強附會に流れるのきらひさへあり、他はまたそれを攻撃するに急なる結果、往々にして行きすぎに走るうち、みすらなしとせぬくらいである。そのため、そこには水かけ論的なものを

見出さざるを得ぬ場合のかならずしもすくなからざるをいふを得ぬが、同時に、また、それ故にこそ、この二者を比較對照するときはそこに互の論の短所缺陷がおのづから顯はれ、問題が一方に偏することなく、正しい姿においてつかまれることになる。だからいまこの二者の論議の正否の吟味檢討の必要はきはめて稀薄となるように思はれる。それで以下私はそれを全面的に試みるの煩をさけ、たゞ若干の重要であり興味ありと思はれる點について、しばらく考察するにとどまるであらう。

まづ、王鑒が鈔の大利としてその素材たる紙が無盡藏なるをあげ、それをもつて不涸の財源とするに對して許楮が無盡藏のものは則ち無價值なものであり、無價值なものにおいてなりたつ紙幣は流通せぬと斷じ、さらに鈔の弊は實にその無盡藏なるところに存するとし、王鑒が大利となすところのものにおいて大害を見る點をとりあけてみるに、それは王鑒が正しく許楮が謬つてゐるとせねばならぬであらう。けだし、許楮が無盡藏のものは無價值であるといふはもとより謬りではない。かゝるものはいはゆる自由財に屬し、そして自由財が無價值なるはあらためてことなるまでもないであらう。しかし、無價值なる素材においてなりたつ貨幣は流通せぬ、換言すればそのようなものにおいて貨幣がなりたぬ、と考へるのは貨幣價值説におけるいはゆる素材説の弊に陥れるものといはねばなるまい。けだし、およそ貨幣の本質をその交換の要具たる點においてみとむるかぎり、その素材價值よりの離脱行程において貨幣の純化過程をみるべきであり、かくて、いはゆる名目説を承認せざるを得ぬことにならねばならぬのではないかと考へられるからである。そしてそれについては中國においてもすでに早く南北朝の時代、晉の孔琳之が、「聖王無用の貨を制してもつて有用の財を通ずと」いふてゐるのを見ることができぬ。

* 晉書二十六・志第十六食貨

なほ、許楯は自説を強化するために、さきに引けるがごとく、「上を焼いて貨幣としても通用しないにきまつてゐる」といふが、それに對してわれ／＼はかゝるもの、すなはち土の貨幣がが現に行はれたことを指摘することができるといつて、私は宋史「食貨志」に「大江の西及び湖・廣の間多く錢を毀ち、夾むに沙泥をもつてして重鑄し、沙尾錢と號す」とあつたり、また、「清史稿」食貨志にも「寶蘇の鑄中、沙子を雜へ、地に擲てば、すなはち碎く」とあるがごときのみをいふのではない。もちろん、これらは上が貨幣の素材の一部を構成してゐることは間違いないといはなければならぬが、それらは實は私鑄に屬することは別とするも、その價值が減じ、流通が壅滯するをまぬがれず、むしろ許楯の論議に根據を提供するとさへ考へられるからである。私のいまこゝにあげんとするのは前世界大戰直後獨逸に出現せるもので、山崎覺次郎博士の「マイセンの有名な國立陶器工場に於て造られたものと思ふ」といはれるところのものである。それは「發行するや否や皆物好きなき collector の手に入り、一般には渡らずに骨董品となれり」と新渡戸稻造博士の報ぜらるゝところに従へば、なるほど貨幣として流通しなかつたことにならねばならないであらうが、しかし、それが貨幣として流通しなかつたといふことはそれが土よりなつて素材價值がないからではないのであつてその點許楯の説の根據とはならぬ*。

* 山崎覺次郎博士、貨幣瑣語、一五一—一五二頁。

さらに、許楯は王璽があけてゐる鈔の大利の第十八以降第二十二を一括して、それらはいづれも鈔法盛行の後に來るところのものであり、自分が今論せんとするところのものは鈔法が何故に行はれねばならぬかといふことであるから問題とならぬとするが、それはいさゝか暴論といふべきではあるまいか。けだし、鈔の盛行の後に生ずる利といへども鈔の利たるにがはりないことはいふまでもないところといふべく、かゝる利を求めて鈔を行ふべしとする論議が

なりたつはむしろ當然でなければならぬと考へてよからうからである。許楨はそれは自分の問題とするところでないといふが、しかし、許楨はこゝでは王鑒の論を批判してをるのである以上、そんなことがいへるわけのものではないことはいふまでもないところであらう。それでは反對のための反對否定のための否定といはれても一言辨解の辭もあるまいと思ふがどうであらうか。

つぎに、王鑒が名目主義に立脚するかのごとく、造鈔の面において、宋の皮公弼が兌換準備の必要を力説せるを否認して鈔の性格を不換紙幣に規定せんとするものゝごとく、鈔を行使に必ずまづ銀を積まねばならぬといふことはないとし、また國家が鈔を造りてもつて百姓の銀を回收する意見を示せるに對して許楨があくまで素材説に據り、兌換券は肯定するも不換紙幣はこれを否認して、銀の裏付けのない鈔でもつて民間の銀を回收することをもつて不可能事に歸する點について考へてみるに、これも今日一國內において不換紙幣の行はるゝことはすこしもめづらしい現象ではなく、ことに中國における民國二十四年の幣制改革は王鑒の意見の實現せるものとさへも解しうるかと思はれる。けだし、この幣制改革により國民政府は銀本位制の實をすて、紙幣本位制に移行し、紙幣の發行を中央・中國・交通の三銀行（二五年一月中國農民銀行もこれに加へられる）にかぎるとともに公私一切の支拂をこの紙幣すなはちいはゆる法幣にかぎり、銀元銀塊その他一切の銀類はこれを國有としてこの紙幣と引き換へに國家に回收することに成功をおさめたものであるからである。

ちなみに、かく、實證の立場により、論議の根據を事實に求めてもつてその論議の價值づけを行ふときは不換紙幣における惡性インフレーションの問題に關しては許楨の説くところに利あるがごとくでなければならぬかにも見える。けだし、不換紙幣に惡性インフレーションをとまふこと多きは否定すべからざるところであるからである。し

かしながら、悪性インフレーションはかならずしも不換紙幣に必然にともなふべきものとはいふことができない。そうではなくて、それは不換紙幣の運用を誤るところに生ずるものといはねばならぬように思はれる。もちろん、不換紙幣の運用を誤るところに悪性インフレーションを生ずる可能性があるといふことはまた不換紙幣の缺陷ではないかといへば、それをそうでないとはいへぬであらうが、それにしても、そうすれば、それが不換紙幣の缺陷としてもつ意義は非常に小となることは、これをみとめざるを得ないことをわすれてはならぬであらう。

要するに王鑒の紙幣に關する論は、これをその根本においてみれば大體貨幣論の軌道に乗つてゐるといふことができる。たゞ彼がその主張に急なるのあまり、時に軌道を踏みはずすものあるは否むを得ず、そしてその點をつくところ、に彼の紙幣論の批判の意味があり、そしてそこに許梲の論議の存在理由がある。従つて、こゝに王鑒の紙幣論を批判するにあたり許梲の説をあけてしばらく比較考察に供した次第である。